

★ 広島県統計調査条例施行規則（規則第十号）（統計課）

一 制定の理由

広島県統計調査条例の全部改正に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めた。

二 規則の内容

1 県基幹統計調査の指定基準

県基幹統計調査の指定は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる調査について行うものとした。

(一) 県行政における基本政策の策定、重要な計画の決定等に係る基礎資料を得るためにの調査

(二) 県内全域を対象とする人口、世帯、事業所、団体等に関する調査

(三) その他知事が特に県勢の実態を把握するため県基幹統計調査に指定することが適当と認める調査

2 立入検査の身分証明書

立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式を定めた。

3 調査票情報の提供を受けることができる者

知事が規則で定める調査票情報の提供を受けることができる者は、次に掲げるものとした。

会計検査院、日本銀行、独立行政法人、国立大学法人、株式会社日本政策金融公庫及び地方独立行政法人並びに県又は県内の市町が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

4 調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等

知事が規則で定める調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等は、次に掲げるものであって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとした。

(一) 国の行政機関、地方公共団体又は3に掲げる者(二)において「公的機関」という。が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

(二) その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等

(三) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

三 施行期日

平成二十一年四月一日

★

広島県人口移動統計調査規則等の一部を改正する等の規則（規則第十一号）（統計課）

一 改正等の要旨

広島県統計調査条例の全部改正に伴い、次の規則について規定の整理を行うとともに、
広島県物資流通統計調査規則を廃止した。

- 1 広島県人口移動統計調査規則
- 2 広島県鉱工業生産動態統計調査規則
- 3 広島県小売物価統計調査規則

二 施行期日

平成二十一年四月一日。ただし、広島県物資流通統計調査規則の廃止については、平
成二十一年三月三十日

★

母子保健法施行細則の一部を改正する規則（規則第十二号）（健康対策課）

一 改正の要旨

市町への事務移譲に伴い低体重児の届出に係る規定及び様式を削除するとともに、地方機関の再編に伴う規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十一年四月一日

★

介護保険法施行細則の一部を改正する規則（規則第十三号）（介護保険課）

一 改正の要旨

指定居宅サービス事業者等の指定の申請書について、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年三月三十日

★

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（規則第十四号）（建築課）

一 制定の要旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定を申請するときに添付する図書など必要な事項を定めた。

二 施行期日

平成二十一年六月四日

★
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係手数料に関する規則（規則
第十五号）（建築課）

一 制定の要旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る手数料に関し構造計算
適合性判定対象建築物の用途を定めた。

二 施行期日

平成二十一年四月一日